

内閣総理大臣  
小泉純一郎様

## 米英豪軍のイラク侵攻に反対し、日本政府の支持表明の即時撤回を求める声明

米国は3月17日(日本時間18日)、査察継続を求める圧倒的多数の国々の意見を無視し、国連安全保障理事会の協議を打ち切り、48時間以内のフセイン大統領のイラク国外退去の最後通告を突きつけて、19日(日本時間20日午前11時)、イラク侵攻を開始した。この行動は、フセイン政権がいかに重大な問題であったとしても、止むを得ない「自衛権」の発動を、国連安保理の同意によらねばならないと規定している「国連憲章」と国際法の二重の違反行為である。

また、私たちは、「あなたの剣をもとの所におさめなさい。剣をとる者はみな、剣で滅びる」(マタイ26:52)と言われ、あえて十字架の刑死を選び取ったイエス・キリストを信じる者として、いかなる戦争にも反対を表明している。それゆえ、米英豪軍のイラク侵攻に断固反対する。

また、小泉純一郎首相は18日、いち早く米国に追従し、ブッシュ大統領の最後通告を支持し、20日の記者会見や国会答弁において北朝鮮の脅威を引き合いに出しながら、「米国の武力行使開始を理解し、支持する」と表明した。このような支持表明は国連憲章と国際法違反の米国に追従する誤った決断であるばかりか、明白に、「日本国憲法」違反である。「日本国憲法」はその前文において憲法の基本理念を述べ、「日本国民は、恒久の平和を念願し、・・・平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とあり、第九条において、「国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と明確に宣言しているからである。憲法九条はその前文と共に読むとき、日本が戦争を放棄するだけでなく、他国による「武力による威嚇又は武力の行使」をも批判していると理解するのが極めて当然である。それゆえ、小泉首相は国連憲章と国際法に違反しているイラク攻撃をすぐに止めるように英米豪政府を説得すべきであり、憲法違反である英米豪のイラク侵攻時支持を即座に撤回し、平和の追求において「国際社会において、名誉ある位置を占めたいと思う」日本民衆の多数意見に耳を傾けるべきである。

2003年3月24日

日本バプテスト連盟  
宣教研究所